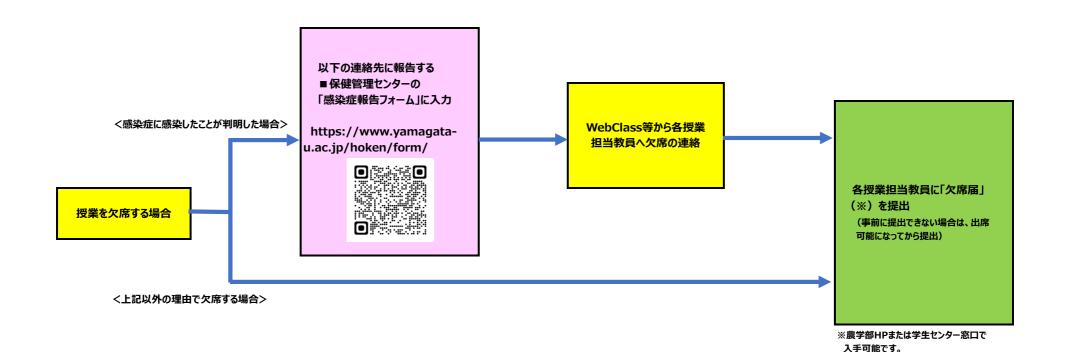
授業欠席等に係るフローチャート【農学部】



【出席停止期間(学校保健安全法施行規則により規定)】

- ◆新型コロナウイルス感染症の場合・・・・・発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
- ◆インフルエンザの場合····・・発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

【新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口】

- ○山形大学保健管理センター (メール)yu-nsroom@jm.kj.yamagata-u.ac.jp (電話)023-628-4154
- ○山形県「受診相談コールセンター」(電話)0120-88 0006(フリーダイヤル)